

はじめに

1 計画策定の趣旨

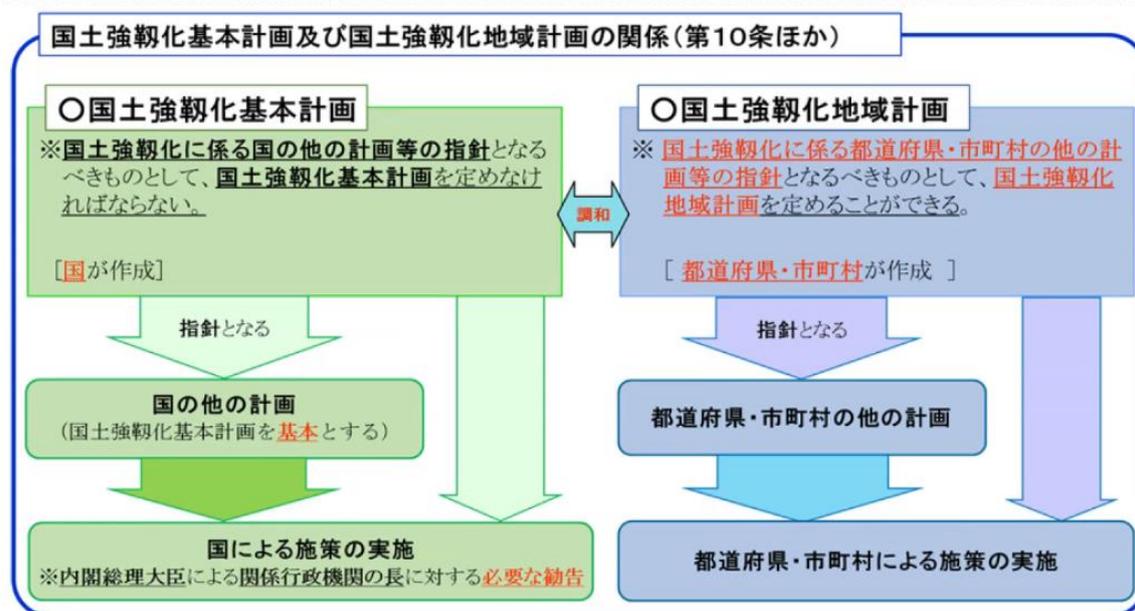
東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行されました。

国土強靱化は、災害の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものです。

本市においても、県や関係機関と一緒に国土強靱化の取組を進めるため、「宇部市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として定めるものです。



3 計画期間

本計画の計画期間は令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とし、その後は概ね5年ごとに見直しをしますが、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、計画を見直します。